

令和3年7月9日（金曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和3年7月9日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

出席委員（15名）

委員長	山内 昇一 君	
副委員長	村岡 賢一 君	
委員	須藤 清孝 君	倉橋 誠司 君
	佐藤 雄一 君	千葉 伸孝 君
	後藤 伸太郎 君	佐藤 正明 君
	及川 幸子 君	今野 雄紀 君
	高橋 兼次 君	星 喜美男 君
	菅原 辰雄 君	山内 孝樹 君
	後藤 清喜 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

副町長	最知 明広 君
農林水産課長	大森 隆市 君
農林水産課農林業振興係長	阿部 大輔 君
総合支所長	三浦 勝美 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵 武久 君
総務課財政係長	渡邊 隆史 君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長恒 君
--------	---------

事 務 局 長

男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

男 澤 知 樹

次 長 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

高 橋 伸 彦

主 事

小 野 真 里

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後1時28分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は、15人であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。傍聴の申し出があり、これを許可しております。

私から一言、挨拶を申し上げます。コロナがなかなか収束しないどころか、デルタ株のような強い感染力を持ったものが出てきているこの時期でございますが、去る3日、静岡県熱海伊豆山地方で大きな土石流の災害が起き、多くの方々犠牲になられたことに対しまして深くお見舞いを申し上げさせていただきます。2年ほど前、我々の地域でも台風19号による被害が起き、現在、災害復旧工事が進められています。安心して生活できるような、穏やかな気候になってもらいたいと思います。

さて、今日は御案内のとおり、先月29日に特別委員会を設置いたしまして、今日が2回目の開催です。委員の皆様には、この後の調査についてよろしくお願いいたします。

初めに、本特別委員会につきましては、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案が発生した原因等に関する調査を目的とし、先般、6月29日に開かれた令和3年度南三陸町議会6月第2回会議において、特別委員会の設置が可決されました。

同日開催された1回目の委員会において、私から申し上げ、委員皆様からも御同意をいただきました調査目的の具体について、改めて申し上げます。

本委員会では、「なぜ、この問題が発生してしまったのかの原因究明の調査」、そして「同じような問題が発生しないために必要となる取組に関する議会としての意見をとりまとめるための調査」、この2つに焦点をあてて、調査を進めてまいります。

今回の問題は、刑事事件も含まれる重大な事案であります。この点にはあまり踏み込まず、あくまでも、「原因究明」そして「再発防止」、この2点にしばって調査を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議の進め方ですが、この後一旦休憩とし、6月21日に開催された全員協議会での発言概要について事務局に説明させ、その後、会議を再開し、事前に委員皆様に配付している議会から当局に求めた資料について当局から説明を受け、その後各委員から質疑を受けたいと思います。

このように進めることに、御異議ございませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 原因究明と再発防止のための委員会ということで、調査内容は分かったんですけども、そのほかの部分というか、例えば責任問題とかそういったところには触れる場面が出てくるのかその点だけ確認。先ほど委員長が言ったように当然刑事事件になると微妙な部分があると思いますけれども、そのところの確認をお願いできればと思います。

○委員長（山内昇一君） ただいま、今野委員からお話がありましたが、先ほど私が申し上げた2点以外の問題に触れすぎますと相当時間がかかりますし、また、この問題点から外れると言いますか、私たちが考えている議会としての対策から大きく外れることにもなりますので、先ほど申し上げましたこの2点についてのみ、お願いできればと思いますが。今野委員。

○今野雄紀委員 今のその2点は分かったんですけど、その後の部分も今回の件ではたぶん重要な部分だと思いますので、先ほど言った刑事事件になるかどうか分からないという状況の中ですが、それでもあらかじめ原因究明していったらいったなりに、もうちょっと踏み込んだ部分の調査もする必要があるんじゃないかと思います。その点はどのように考えているのか。一旦この2点が終わったらさらに深く調査項目を設けて進んでいくのか、そのところの確認だけこの場でお分かりでしたら。進め方としてどのように考えているのか伺っておきたいと思っています。

○委員長（山内昇一君） 局長お願いいたします。暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時40分 再開

○委員長（山内昇一君） 再開いたします。

早速、会議に入ります。南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因等についてを議題といたします。

本日は、説明員として、代表監査委員、監査委員事務局長、そして当局から、副町長、総務課長補佐、総務課財政係長、農林水産課長、農林業振興係長、そして、当局で設置した内部事務調査委員会の委員長である総合支所長が出席しております。

それでは、暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時55分 再開

○委員長（山内昇一君） 会議を再開いたします。

先週金曜日に配布した資料について、当局の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） よろしくお願ひいたします。委員の皆様へ配布されております資料、監査委員から町の農林水産課に対し示されました南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金に関し行った随時監査及び財政援助団体監査において調査をした結果、指摘等を必要とする事項、この資料に関しまして指摘を受けました側としてその概要等について一通り説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

初めに、資料の1ページ目を御覧願ひます。表題におきまして全般的事項とされている部分であります。この部分におけます指摘は大きくは2点でございます。

1点目、協議会の運営等に関してであります。先に委員皆様にもお示しをしております本年に入り改正されるその前の協議会規約の内容や平成28年度に開催された臨時総会までの間にあつては会長等といった役員が不存在であつたとしか言えないといった旨。また、その臨時総会の対応の是非、協議会内部における会計監査の状況その他の事実に対する本部としての町の対応について指摘がなされているものであります。

2点目としましては、過去の町の監査委員による監査に対し、担当課であつた産業振興課により回答した内容が未だ不明確である感は否めないといった旨。また協議会自体あるいは町による確認調査等それぞれの欠落が指摘されているものであります。

続きまして、資料1ページ目の下段から2ページ目に続きます平成22年度分と

する部分について御説明を申し上げます。主といたしましては2ページ目となります。ここでは震災前が事業年度となる平成22年度分の補助金に関し、震災後の平成23年5月に概算払が決定され支払が行われていると、そうした事実は結果として会計年度独立の原則に反するものではないかといったこと。また震災後において作成されたと思われる財務会計上の伝票におかれましては、その記載内容自体に矛盾があると。さらには、そもそもとして平成22年度分の補助金の交付の必要性が見いだせない、そういった指摘がなされているものでございます。

次に資料の2ページ目から4ページ目まで続きます平成23年度分とする部分について御説明申し上げます。2ページ目平成23年度分の1点目でございます。本件補助金につきましては、補助金の交付の前提として当該補助金の対象事業について、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業実施要領に基づく事業の実施計画の認定を受けるべきであるところを、当該認定を受けていないにもかかわらず補助金の交付にいたっているといったことについての指摘がなされてございます。

続きましてすぐ次の段落となる事項であります。平成23年度分の補助金の交付申請が年度末に近い平成24年3月下旬になされている。その事実は、結果として指令前着手を容認していたことの表れであるといった主旨による指摘がなされているものでございます。

続きまして2ページ目の最下段であります。ここでの指摘は協議会の代表者である会長と補助金交付申請書の受理について権限を有する者これらが同一の者である。具体には双方ともに町の産業振興課長であるといった事実は、行政行為として補助金の交付手続を行う上においては不適切であると言った指摘がなされているものでございます。

3ページ目を御覧ください。ここでは補助金の交付申請に際し提出された書類に関しまして事業計画書あるいは補助金を充当する事業の収支予算書としての体を成していないと、そう評価せざるを得ないといった旨の指摘。

また補助金の交付決定から事業年度の末日まで4日間しかなく、そうした時期において交付決定すること自体について不適切であろうといった指摘がなされているものであります。

また、補助金を受け取る協議会の代表者である会長と補助金交付の意思決定に関し重要な権限を有する者がいずれも町の産業振興課長であるといった事実は利

益相反といった観点から考えれば好ましい状態にはなかったといったことや町内部におけます審査や文書の取扱い、そうした事務について総じて申しますと指摘文書中に直接文言がございますが雑駁な事務取扱であるといった旨の指摘がなされているものであります。

次に4ページ目中段から御覧ください。ここからは平成24年度分の補助金についての指摘でございます。指摘の大部分につきましては平成22年・23年度分に係る内容とほぼ同様となっておりますが、この4ページ目の最下段におきまして、実績報告書の内容等を通帳の写しとされる資料並びに金銭出納帳の写しを照らした際には時系列として矛盾する内容が存在するといった旨の指摘がなされてございます。またそのほかにも協議会の名により提出された書類の具体的内容について指摘がなされているものでございます。

続きまして5ページ目、中段から御覧いただきます。ここからは平成25年度分、さらには資料7ページまでは平成26年度分までの指摘となっております。その指摘の大部分は平成23年度分から続き、ほぼ同様の内容になってございます。

次に資料の7ページ目下段から御覧ください。資料の7ページ目の下段からは平成27年度分にかかる指摘でございます。平成27年度分につきましても、御指摘の大部分は平成23年度分から続く内容になってございますが、資料の8ページ目、中点としては4点目となりますが、補助金交付申請の後、交付決定までに要した期間に対する疑義。またすぐ次の段落では、交付要綱に定める補助対象経費にあたらぬ内容について、結果、補助の対象として認めていることについて指摘がなされているといったものでございます。

そのほか資料8ページの最下段におけます指摘は、平成27年度分をその原資といたします協議会の支払が平成28年度に入った5月30日まで行われていると認めるに足りると、そうした事実は結果、単年度精算が前提の本件補助制度そのものは基より会計年度独立といった大原則にも反するといった主旨の指摘がなされているものでございます。

次に資料9ページ目を御覧ください。初めに資料の上段にございます平成28年度分に関する指摘について御説明申し上げます。主たる指摘につきましてはこれまで申し上げました内容と同様となっておりますが、中点としましては、6点

目であります。実績報告書としての書類に添付されこれを受理している書類について本来であれば収支決算書が添付されるべきところ収支予算書が添付されその書類をもって額の確定がなされているといった事実に関しまして、これは重大な瑕疵であるといった指摘がなされているものでございます。

続きまして資料9ページの下段からは、平成29年度分に対する指摘でございます。平成29年度分に係る指摘につきましても、その大部分はこれまで申し上げました内容と同様となっております。

資料の10ページ目、段落としましては2段落目となります。その部分におきましては補助金等交付規則において実績報告は遅くとも翌年度の4月20日までに提出しなければならないとされておりますところ、平成29年度分にあつては5月22日に提出がなされており、これを了としている。そのことについて指摘がなされてございます。この事実は本来であれば予算の繰越しといった手続を視野に入れるべきであつたらうと、そうした旨の指摘がなされているものでございます。

最後に資料10ページ目以降、平成30年度から平成31年度分にかかる指摘について申し上げます。両年度ともに指摘の主な部分といたしましては、これまで申し上げている内容と同様であります。資料の最終ページの下から3段落目となる部分でございますが、過去の監査委員による指摘に対し町側の回答した内容について結果としましてはやはり適切な対応が図られていなかったということが表れている、そうした旨の指摘がなされているものでございます。

以上12ページに渡る指摘事項の概要について御説明を申し上げました。なお、指摘がなされております点につきましても、町の資料を確認するなどした限りにおきましては指摘のとおり的事实であると考えてございます。なお、そうした事実の具体の発生原因等につきましても、現在設置されております調査委員会の調査によって明らかになっていくものと考えてございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 説明が終了しましたので、これから質疑に入りたいと思います。伺いたいことがあれば挙手をして伺っていただきます。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。この事案を調査するために内部事務調査委員会設置規程が定められました。これが6月10日に定められたわけですがけれども、今日は7月9日で一か月ほど時間が経っている。この間、会議は開催されたのか、1回なり。開いているのであればその内容を報告してもらわないと、その都度その都度

特別委員会に報告していただかないといけないのかなと思います。この7条には委員会は調査・審議の結果を町長に報告しなければならない、前項の報告は書面により行わなければならないとあります。町長に対して報告しているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 町の補助金不正流用事案内部事務調査委員長を命じられました総合支所長の三浦勝美です。よろしくお願ひしたいと思います。

御質問の件なんですけれども、まず調査委員会は、私を含め町の職員8名で構成されてございます。この委員会の規定に載っております我々が所掌する事務としましては、この事件の補助金の交付にかかる町の事務に関する調査を行うこと、それから職員の分限懲戒審査会に代わってその所掌する職員の処分に関する事項を調査審議するという内容でございます。それでこの調査委員会、まずもって6月18日に1回目を開催いたしました。それから2回目を6月30日に開催いたしました。まず1回目として、我々が調査する部分、これまで監査委員や内部の調査でいろんな事実が分かってきておりましたし、それも拝見いたしました。その中で事実についての調査はされてはいるんですけれどもその中で議員さんや我々も思う部分、なぜ行われたのか、そのなぜの部分これから調査してまいるというような話になりました。具体的には、行為についてなぜ行われなかったのか、それからなぜ行われたのか、それぞれいろんな事務について疑問点があります。その辺の部分今後職員に対して聴き取りなども行いながら進めてまいりたいと思っております。2回目の会議の中では具体的に職員に対してどのような内容の質問をしていくかという部分をまとめました。今回の事件に係る職員、関係してきた職員に対し、現在、質問を送付しているところであります。その回答はまだ出そろっていませんが、今のところそのような状況でございます。

そして、町長への報告についてはそれがまとまってからになるかと思っておりますので、今のところはまだ報告にいたっていないという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 内部事務調査委員長から途中経過の話がありました。及川委員。

○及川幸子委員 6月18日と6月30日の2回行われたということをご伺いしました。我々特別委員会はそういう資料に基づいて調査をする特別委員会です。100

条委員会にもなればまた違って参考人を呼んで調査できるんでしょうけれども、それよりちょっと弱いものですから何を基にするのかとなるとやはりこういう資料が我々にとっては大事な参考資料となりますので、これを今後規定どおりに行ってもらおうとすれば、この2回分を早期に町長に報告をして、それを特別委員会に出していただきたいと思われるんですけれどもいかかでしょうか。その辺は。次の特別委員会までには出していただきたいと思いますけれども委員長その辺の確認をお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。御質問の内容は不正流用事案内部事務調査委員会設置規程、訓令で発令されてございますけれども、その7条に規定する報告についてでございます。この7条で定めます報告する内容でございますが、調査審議の結果を町長に報告すると定めてございます。ここで定める具体であります、調査委員会として数々いろいろと調査をしてなぜ起こったのかそういったことについての評価をさせていただくと、その結果全体としての報告書を町長に報告するといった旨での報告でございます。なお、途中途中での調査の進捗に応じた皆さんへの報告についてはこの7条に基づく報告では実際のところは困難であると考えてございます。なお、特別委員会等こうした場で必要に応じてその時その時でお示しができる内容がございましたら、御報告をさせていただくといった程度にとどまるのかなと考えてございます。繰り返しとなりますがあくまで7条の報告は最終的な報告という旨での規定となっておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（山内昇一君） 7条については最終報告ということでございます。及川委員。

○及川幸子委員 今、最終報告という話がありましたけれども、その間に監査委員の意見書がちゃんと出ております。そうすると内部調査した結果とどこが相違があるのか同じなのか。そういう見方をする必要だと思っております。委員の立場として。なので、最後にしか調査・審議の結果が出ないとするのであれば…。次回以降の特別委員会に、疑問点を調査して、疑問点の確認ができたならば、そういうものを箇条書きでもいいので提出してもらえると非常にありがたいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 途中経過の報告をというお話かと思いますが、調査の中身によっては、途中経過の部分を報告することは難しいこともあるのかなと思います。できる部分はお伝えさせていただきますが、難しい部分もあるのかなという思いであります。

○委員長（山内昇一君） 及川委員、全て提出できるものではないようですので、できる部分と言いますか、そういったことでよろしいですか。

倉橋委員。

○倉橋誠司委員 調査委員会設置規程の第7条で、書面によって最終的な報告ということなんですけれども、委員会を2回開催したと。6月18日と6月30日に行われたと。そろそろ第3回目が来週くらいに行われることで予定されているのかどうかですね、そこを確認したく思います。

最終報告はいつ頃をめどに報告ができそうなのか、スケジュール感をお持ちだったらお伺いいたします。

それから、先週いただいた監査委員からの追加の資料なんですけれども、これの收受日が6月3日になっています。その後、6月21日に全員協議会が行われていまして、この間の日数が2週間ちょっとあるわけです。6月21日の時点でこれを我々の手元に出していただけなかった事情があったのかどうか。なぜ先週になってこれが出てきたのか、その辺もお聞きしたく思います。

それと農林水産課長が代わりました。これはどういった事情があったのか。この不正流用問題に起因して人事があったのかどうか、その辺、明確にしたいと思いますし、新たに着任された農林水産課長にこの問題に対してどのように取り組もうとしているのか、所信をお聞きできたらと思います。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 内部事務調査委員会の第3回目はいつ頃かという御質問でございました。今、調査内容を該当職員に送付させていただいております。その回答は13日をめどにお願いしております。その後にとりまとめがあつての開催になるかと思っております。

それから最後報告がまとまる時期はいつかという御質問がありました。今のところ9月の議会前を目標に、と想定してございます。

○委員長（山内昇一君） 議会事務局長。

○議会事務局長（男澤知樹君） 倉橋委員の2点目でございます。全員協議会の持ち方をどういった内容にするのかという部分につきましては、これを主催する議長と相談しながら、どういった資料でどういった進め方をしていこうということを決め、開催しております。6月21日の場合は、6月会議中に随時監査と財政援助団体監査の報告書が提出されたので、それを資料として全員協議会で議論を、となりました。これは、議長の意思でございます。また、この特別委員会は6月29日に設置されております。本日の特別委員会の持ち方、進め方といったことについては、議長と正副委員長が相談された中で、監査報告書に書いてある具体的な部分について議論しない限り、なぜという部分について議会としての責任ある報告ができないんじゃないかということがございまして、これについて当局に対し、提出できるかという話を私からいたしまして、お出しすることができますとなりましたので、本日と。あくまでも特別委員会は委員長の最終判断、全員協議会は議長の最終判断、そういった形でこれまでやってきているということでございます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 3点目の農林水産課長が代わっているということですが、前農林水産課長は6月30日付で退職しております。職員に退職勧奨制度というのがございまして、50歳以上になった場合に、あらかじめ辞める方は6月30日までにこの制度を利用することができるというような制度がございます。本人が6月30日付で辞めたいというようなことで6月半ば頃に退職願届を出しましたので、正直なところ少し思いとどまってくれないかということで引き留めをしたのですが、本人は退職勧奨制度を受けられる満50歳になった時には出すつもりで最初からいたんですというお話でした。本人の意思が固いものですから、6月30日で退職と。もちろん空席にするわけにはまいりませんので、7月1日付で現課長を異動で任命したということでございます。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 7月1日付で農林水産課を拝命いたしました大森でございます。どうぞよろしく願いいたします。

所信ということですがけれども、所信というか、この問題はちょっと小耳に挟ん

だ時にまたかというような感じでしたんですけれども。農林水産課長の内示を受けてその段階から、今日の協議内容にあるようにやっぱりやるべきことは原因の究明について調査委員会もしくはこういった特別委員会に対して誠意をもって協力するということと、それから何よりも再発防止ということでございます。一にも二にもですね、これまでも再三言われておりました確認、疑問がありましたら確認を持つということをしっかり実施していくということが大切なんだろうと考えております。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今回の問題に関しては協議会のほうの会長、副会長あとは監査が機能していなかった。これは町の監査委員から報告があって、理解しました。

協議会の大震災後の混乱の中で何もしないままで事業が行われていたのが最大で、それに誰も気づかないでそのままにしていたことが最大の原因だと思います。今回の農林水産課のほうにした随時監査の書類も全部読んだんですけれども、やっぱり協議会に非があってそれを町のほうが見つけられなかったというような形の内容だと思います。

質問としては、町長の代わりに副町長が代行というような形だと思うのですが、この代行の仕事とはいったいどんな内容なんでしょうか。副町長がこれまで平成29年からやってきたと思うんですけれども、どういったことを町長の代行としてやってきたのかその辺お聞かせください。

あともう一つは、農業委員会の補助金助成に関しての今後の対応ですね。書類を間違いなく確認すると実績調査、中途半端な書類じゃなくてルールどおりの書面を出してもらって農林水産課が実質調査して副町長にこういった形ですという報告をするのが当然だと思うんです。今後、こういった報告書の不備をしっかり確認するような体制というのを課長はどのように考えていきますか。そして今までこの部分がだめだったのをこういったふうに変えますとかそういった内容について、今現在、就任したばかりでなかなか難しいとは思いますが、やっぱりこういった問題は待ったなしなんです。問題が起きるときは起きるし。その前に対処していくのが一番必要だと思いますので、その辺をお答え願います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 確認なのですが、副町長に町長から代わったとい

う点ですけれども、先般この協議会の役員については皆さん御承知のとおり、数名代わっているということになっておりますし、規約についても多少変わっていると。一番何が代わったかという、役割、責任の所在、今まであいまいだった部分を町側が事務局としてしっかり庶務を司ることで一番の大事なところをしっかりと修正したというところでございます。

監査委員からかなりの御指摘を受けておるんですけれども、私としては一つひとつを取り上げるというよりも、この御指摘はまさしくそのとおりでございまして、ある意味形骸化したような事務取扱をしていたと。中身を私なりに拝見させていただいたのですが、かなり乱暴な手続だったのかなと捉えています。しっかりやるべきことをしっかりやっておけばこういうことになっていなかったと。私先ほど何より確認が大事なことだということですが、金額の多寡ではありませんが、しっかり総会資料を確認するであるとか、申請の段階からこの団体はしっかり活動をしている団体なのか、手持ちの予算は今いくらなのか、活動実績は目視できるのであればしっかりやっているところを確認するであるとか様々あったと思います。あとからになりますけれども、不正流用の金額、お金につきましても震災後ですね、あの状況の中で本当にそのお金を必要とした人がいるのかどうか、どこに使うんだらうということをよく考えておけばこういったことは起きなかったのではないかと。いろいろと疑義が生じるわけで、一にも二にも、これは事務手続上から、組織としてしっかりした確認を怠ったというところが一番大きかったのではないかと考えております。ですから、再発防止については当たり前のことをしっかりやっていくということに尽きるのかなと考えております。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） いわゆる会長代行という話が出ました。基本的には町長が町長というようなその疑問だと思っておりますが、基本的には手続行為に関しては私のほうに事務委任をしているということです。ですから、町長から町長に出すのではなくて、一方の方は私が事務委任を受けているという内容でございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員、お待ちください。

休憩いたします。再開は午後2時40分といたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時42分 再開

○委員長（山内昇一君） 再開いたします。千葉委員。

○千葉伸孝委員 先ほど副町長から説明がありました事務委任ということなんですけれども、事務委任というのは結局、協議会から書類が上がってきて間違いなくその書類が来ているのか、そして不備がないか、その辺の事務委任だと思うんですけれども、そういった事務的なことのトップでいらっしゃると思うんですけれども。そういった作業もしていたのでしょうか。その辺お聞かせください。

あと、農林水産課長が話していましたが、役場の職員としての当然の仕事として、各課でいろんな協議会とか団体のお世話をしていると思うんですよ。当然な事務処理をしていけば何の問題もなかったと思うんですよ。不祥事があつたとしても、それは一個人の罪だったりとか間違いだったりとか、それを上司が確認して直していくと。そういったことによって、問題解決、発生を防ぐということになると思うんですけれども。先ほど課長が、確認と言っていましたけれども、そんなの言うまでもなく当然なことだと思うんですよ。そして二重三重のチェックをすると。そういったことも欠かせない。トラブルとかそういった問題が発生しないための方策だと思いますので、その辺。大森課長はこれまでやってきて、なんの問題もなかったというような自負もあると思うのですが、課を移ることによって、その課のスタッフがちょっとしたミスを起こしたところを発見するというのは…。これまでも不祥事がありました。町民税務課とか企画課とか。その辺でも私が聞いたところでは、やっぱり課長は気づいて、大丈夫かと職員に声をかけたりしているんですけれども、職員は悪いことはしていないというような形の。その見抜く力も課長職には必要だと思います。その辺もう一度、副町長と課長にお答えをお願いします。

総務課長補佐から先ほど説明された内容が、今回の農林水産課への監査委員が提出した書類の全てだと思います。その説明どおりだと思います。そして毎年同じようなことが行われていたと。そして今回気づいたのは、まだ交付されていないお金がその前に支出されていたというような資料が今回出てきましたが、あくまでも予算があつてそれで出すと。今まで積み上がってきたものを出すんじゃないくて、その年度に入ってきたものをこれで使いますので出しますというような。

それでもミスをしていて、やっぱりその時に詳しく調べておけば、なんかおかしいなど。そこの最初の出口の部分で見つければこういった大きなことにならなかったと思います。その辺、今後気をつけて見ていってほしいと思います。

あと、町としてはいつぐらいをめどにこの問題に関して解決を図っていくのか。9月になると選挙の説明会があります。10月はもう選挙です。そう考えた場合には、8月末ぐらいに問題解決を図っていくべきだと思うんですけどもその辺、この3点答弁をお願いします。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） まず1点目です。執行事務委任されているというお話をしましたが、基本的に交付決定をする際には、会長である町長が補助申請をするわけですから、交付決定するのは私になると。いわゆる執行委任されてそういう形をとりますので、その際に補助申請あるいは交付決定について私のところまで決裁が上がってきておれば、そこで書類に目をとおして判子を押すというような作業になります。ですから、そこで私まで上がってこなければ私はその書類に目をとおすことはありませんが、基本的にはその書類については私のところまで回ってきているはずだという認識で決裁をしております。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 各種事務処理についてですけれども、私常々部下に言っていることはですね。その補助金事務については補助事業の主旨をよく理解しなさいということでございます。単に事務処理だけをやる、お金を渡すだけの処理ではなくて、その補助事業をやったことによって何がどうなるのかということをしっかり考えなくてはいけない。ですから当然の如く予算をとってその満額をただ支給するのではなくて、繰越金であるとかそういったことを鑑みながら活動がなかなか滞っているのであれば、その団体と相談をしながらしっかり申請額を減額するとかそういった話し合いもしないとだめでしょうと言う話は常々しております。ですから背景になぜその補助金が存在しているのかということをもまず認識をさせることが必要であると思っております。

それから千葉委員から部下とのコミュニケーション、そういったことも指摘がありましたけれども、まさにその通りでございます。やはり仕事は仕事、プライベートはプライベート、それはそれでいいんですけれども、やはり仕事以外の

部分のコミュニケーションを図りながら仕事についてはしっかりとやるべきことは言う。お互いにそういう土壌がないと、ただ黙り込んでミスをしたら怒られるんじゃないかとか、そういったことではなくて、人となりをそれぞれ分かった上で人間関係を築かないとこういったミスというのは起きるのではないかなど。なかなかそれは難しいんですけれどもやはりそれを努力してやっていくということが大事なんではないかと思っております。

それからその予算のチェックについて、やはり予算を要求して議員皆様に採択をいただいてその予算をどう使ってどのような効果を上げていくか、そして決算の時にこういった形になりましたということを報告するまで、やはり数字には敏感になっていかなければならないんだなと考えております。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 千葉委員が御指摘のとおり補助金の交付決定という段階で交付決定前の事業着手は基本的には認められないと。いわゆる指令前の着手は認めないといった大前提が守られていれば、ここまでの被害には及ばなかったらというの御指摘のとおりであると考えております。

そして、いつまでということですが、今回監査委員から示された勧告といったものを受けまして、現在いろいろな措置という形で事務を執っております。まず、4月からの部分も遡って申し上げますと補助金等交付規則、一番の根幹となるルールでございますが、その交付規則の基本的な考え方、解釈について総務課のほうから全職員に改めてお示しをさせていただいております。

また、5月にはそもそも町が事務局、あるいは会計事務を担っているといった団体もありますので、本件と同様の事案が万が一にも発生しないように任意団体の会計事務について取扱要領を定めるなどしてございまして、これも全職員に対し周知徹底を図っているといった状況でございます。

また、それらに加えまして、委託事務に関しましても公金の支出等に関し適切な取扱いがなされるように必要なルールを定めまして、全職員に周知を図っているといった状況でございます。

必要な措置としましては、そういった部分で足りるとは考えておりませんで、今後、監査委員からも御指摘がございましたとおり、これまでの階層別研修に替えた所属ごとの研修等について、こういったやり方、手法が取れるのかといった

ことを人事のほうで検討させていただいております。可能な限り早期にそういった研修等を実施していきたいと思っております。

勧告に対する必要な措置の報告につきましては、ある程度そういった考え方あるいは措置の内容、今後永続的な措置の内容まで固まった段階で行わせていただきたいと考えてございます。

調査がいつまでといったことにつきましては、先ほど調査委員会の委員長でございます総合支所長が御回答申し上げますとおり、9月上旬までには何とかまとめあげたいとして予定してございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 大森課長には私期待しております。今までも生涯学習課そして保健福祉課、ワクチン接種も順調にしているような様子でございますので、とりあえず油断大敵ですので、しっかり職務に精励してください。あと、総務課長補佐の話は分かりましたけれども、副町長の答弁の中で決裁は上がっているはずという意味合いがよく分からないんですけれども。上がっていたんですね、いたはずじゃなくて。上がってきて事務委任なんで決裁判を押すというような行為がもちろんあるべきだと思うんですが、この辺正確に答弁お願いします。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 監査委員の報告にもありますとおり平成23年からございますので、その当時私は副町長ではございませんので、私になってからは上がっているはずだと思います。全てをチェックしているわけではありませんが、私になってからは私のところまで上がってきている、そういう認識でおります。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 それでは、この4月9日の全員協議会の資料の中で、以前も交付した補助金の額で監査の指摘でもそれぞれ額が違うんですよね。額が上がるにはそれなりの理由付けがあって出しているんですけれども、この監査報告書にもその理由付けがないままに出しているということがあります。これは申請書を出して年度末に出納室からお金を出しているわけですがけれども出納室のチェックも甘かったと私は判断いたします。3月に4、5、6月遅くても6月までは本来は補助金申請をして、3月にお金を、年度末に出すということは、その間、なんで事

業するんですかというようなことも考えられて、3月にお金を出すということはそこでチェックをしていればこれも続かなかったのかなという思いがいたします。この理由付けが監査からも額の変更があるのに理由付けが一つもない、その辺はどういうもので確認してこの金額を出していたのか。出納室でのチェックがどのようになっていたのか。

それとこれだけではなくて、組織としての体制が皆さんに浸透していない。補助金申請の中身が浸透していないから、屯所問題もおきる。毎年毎年これが引き続いてきているわけですね。だから組織としての体制も不十分だった、甘い。皆さん給料を貰っているからプロです。そういったことからすると、あつてはならないこと。監査意見の指摘が多ございます。とつてもずさんな仕事をしているとしか言いようがないです。その辺、答弁をお願いします。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 何度も申し上げておりますとおり、監査委員の勧告あるいはその指摘については、私事務方としてまさに言い開くことは一切できないと、そういうふうに思っております。ですから、これについては正直真に反省をして再発防止に努めなければならないと思っておりますが、例えばいわゆる会計の段階でそれを見抜けるかというのは、たぶん会計課に行った職員であれば分かると思いますが、難しいと思います。というのは会計の伝票に添付されているものはいわゆる交付決定通知1枚だったり、あるいは総会の資料そのものを添付したのでは、伝票がこんなに厚くなってしまって、正直なところ申し訳ありませんが、それを保管することはできません。ですから会計の段階でそれをチェックする前に、いわゆる担当課においてそれをチェックしなければならないというようなことでございますから、会計の段階でそれが見つけられなかったというようなことは、私は当たらないというふうに思っております。今後においてはやはり担当課においてチェックをしっかりと、最初の段階で未然に防ぐということが一番大切だろうというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 書類が厚くなるという副町長のお話ですけれども、補助金申請をしたら伝票に日付が入るわけですね。3月の年度末にお金を出す申請書が、監査意見書を見ますと年度末に出ている。申請書がですよ。ということは、その期

間、年度末にどれだけの仕事が、1か月で仕事ができますかと、そこでチェックができないでしょうかということを知っているんです。年度末に申請書が上がってくるというのはおかしくないですかということです。その辺からもチェックはできないでしょうかということを知っているんです。この監査意見書には3月になって申請書が出ている、あるいは出ていないものもありますけれども。そういうことが言えると思うんですけれどもその辺はいかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 今、及川委員が言ったことについては、まさに監査の意見書に書いてあるそのものだと思います。事業の最後になって最後の最後に実績報告が出てくるとお金が足りるんですかと普通に考えたらその時点ではもう足りないというような状況は目に見えております。ただ、その前の段階で現場を確認する、あるいは事業の実施状況を把握するといった作業が担当課において行われていなかったということが大きな問題でありますので、日付だけ云々かんぬんでいわゆる会計でチェックできなかったのかというようなことはちょっと当たらないのかなというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 これは担当課だけの問題ではないと思うんです。組織として全体の流れの中でチェックしていればもっと早く気づけたのかなと私はこの監査資料を見て思っています。毎年毎年、嚴重注意していますけれども、その時に、こういう申請書や実績報告書の出し方にまで踏み込んだ各課への指導はあったのか。これはやった本人が一番悪いです。しかし、それを見抜けないでここまで来たという組織にも問題があるのかなという思いがします。その辺いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） まさにそのとおりだということは認識しておりますし、全職員に対してそういう通知を差し上げておりますし、先ほど総務課長補佐からお話がありましたが、今回については課単位で改めて研修をやり直すということを考えておりますので、そういったことで未然防止に努めたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。まず1点目ですけれども、原因究明をする上でやはり当時というか現時点でかかわった人にある程度お答えしてもら

わないと。現に先ほども平成23年にはそういった事務委任は受けていないという答弁があったので、それでは平成23年の時の調査は誰に向かってすればいいのか。そうした場合に前委員も言ったように、特別委員会だと少し弱いということで何か別の方法もあったらしいのですけれども。こういった特別委員会で参考人等として呼べるのか呼べないのかその点の確認をお願いしたいと思います。（「委員長、議事進行」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 今野委員いいですか。（「質問が終わってからじゃないの全部、こんな途中でいいのかな」の声あり）今の発言に対してさらに確認したいので、議事進行で手を上げさせてもらいました。今の今野委員のお話は委員会の進め方のお話ですよ。今ここは先ほど説明したことに対する質疑の場だと思いますので、それはまた別の機会にやっていただいたほうがいいんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。参考人招致、参考人を呼べるのかどうかの確認を今この場でする必要があるんでしょうかということです。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。今野委員。

○今野雄紀委員 先ほどのような答弁が出た場合にはどう進め…しっかりした調査にならないんじゃないかと思ったので。確認する意味で。今、議事進行があったようにそういった部分はその他の部分等で確認させていただきますけれども、やはり調査をする上でそういう答弁が頻繁に…今いないからとか、現に担当する課長も数か月で代わって。現課長がほとんど答弁はできるんでしょうけれども。調査となった場合には果たしてそれができるのかできないのか、私はちょっと疑問に思うので、その点先ほどの議事進行あったように参考人等に関しては、後で、もんでいただければと思います。

2点目なんですけれども、内部調査委員会ということで、前委員も質問していましたが、その内容としては町の事務内容、そしてかかわった者の処分ということで最初に答弁があったんですけれども、我々議員は任期が決まっております、9月あたりまでに報告されるということでいいのか確認。

あともう一点、今回、町長もこの流れの中でかかわってましたので、この調査委員会は誰のための調査委員会なのかということの確認をさせていただければと思います。それはひとえに我々議員等にも報告、聞いている間にやじではない

んですけれども私の耳に入るように発言する委員がおりますので、そこは一回止めていただければと思うんですけれども。よろしいですか。もしするような場合は退席等をお願いできるんですか。私、話の腰を折られると、どこまでしゃべったか分からなくなる。

○委員長（山内昇一君） 今野委員、ちょっとお話します。聞いていてちょっと理解できないところがあります。もう少し要約して簡明にお願いします。

○今野雄紀委員 分かりました。簡単に。誰のための委員会かというところを。私はこういった事案が起きたときに、町民の皆さんへの説明責任、アカウンタビリティをはっきり示せるのが本来のこういう内部調査委員会の究極的な目的だと思うんです。その点の確認だけお願いしたいと思います。

3点目なんですけれども、1ページに規約の改正等とあったんですけれども、そこで伺いたいのは原因究明ですので、本来この活性化推進事業の補助金というのは合併直後あたりにできた補助金だと記憶していて、ネットで確認したら一番最初にそれが出てきて、その補助対象の中に鳥獣対策がありました。そのほかには農家の人たちがいろんな知恵を出し合っている事業とかいっぱいいい事業があったんですけれども、そういったことを前振りに確認したいのは、今回この補助金は本来ならばまちづくりの補助金と同じように1年やって見込がありそうだったらというか、もうちょっとやりたいというんだったら2年、それであと町長の許可とかあればもう1年とかそういう類の事業だと私は認識したのですけれども。それが今回このように10年近く続いたということは、それはいいんですけれども。そこで確認したいのは、この補助金がこの鳥獣の200万円以外にも別の事業でも出されていたのか、そのとこだけ確認。もし出されていたのなら、200万円のほかにも例えば別の活性化の補助を申請する人がいて300万円なり500万円なり枠があると思いますので。補助金ですので。その枠があったのかどうかの確認をお願いしたいと思います。

なるべく簡潔にという話が委員長からありましたので、4点目なんですけれども…、本部と総括事務局の役割分担を明確に示す書類がないという指摘がありました。そこで伺いたいのは平成29年11月まで会長、副会長、監事のあれがなかったんじゃないかという指摘があったんですけれども本部をしていた人がいたのかどうか、そこを確認したいと思います。

あともう一点、総括事務局について先ほど委託事務ということも言われたんですけれども、総括事務局の職員が今回担当になったんですけれども、そこは農済さんに所属していて。そうした場合、担当職員が今回このような流用を起こしたわけなんですので、農済さんのほうに委託事務がなされていたのか。そうすると例えば200万円の補助金がどのような形で…一番分かりやすいのは補助金を交付する時に通帳、現金で交付しているのか通帳でしているのか分からないですけれども、振込先の通帳の宛名がどこだったのかということを確認すれば一番分かると思うんですけれども。

あともう一点、11ページですけれども、同じような対策の中でクレー射撃の工事が今回の補助にあてはまるかどうかということの指摘もありますけれども、その部分はクリアできているのか。二次的な芽づるではないのですけれども、そういった部分に発展しないのかどうか確認させていただきます。

最後に、先ほど課長等の答弁の中になぜという答弁があったのですけれども、これは先ほど質問した委員とは真逆の考えだと思うんですけれども、原因究明をする上で、なぜの部分で一番大切なのは震災直後の復興、町の予算が通常の何倍もあった中でこういったことが今回出てきたんだと。私はそれが一番大きな原因じゃないかと思っています。ごたごたしている中での厳しい追及ですか、そういったやつをしても誰しも分かっていると思うんです。忙しい。ただしそれは言い訳にはならないのでしょうかけれども、そういったことを十分認識して委員の一人としてこの原因究明なり、再発防止を調査させていただくつもりなんですけれども、今回のこのなぜの部分にそういった煩雑な事務処理の中で起こるべくしてと言ったらおかしいでしょうけれども、言い方とすれば復興事業の負の遺産みたいな感じで出てきた問題だと思うんです。その点に関して、どなたかコメントあれば伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） いっぱいありましたが最初と最後だけお答えをしたいと思います。委任を受けていないというようなことをどういうふうに解釈されたか分かりませんが、その時、私はまだ課長でしたので、まだその職になかったということで御理解いただきたいと思います。その当時は別な担当であったので、そういう事務委任を受ける立場にはなかったということでありますので御理解いた

だきたいと思います。

それから最後ですが、いわゆる震災のごたごたの中でというようなことだと思いますので、ないとは言えないと。たしかに通常の業務ではなかったと私も理解しております。ですからなかったとは言えませんが、ただ途中では気づけたのではないかなとそういうふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 御質問いただきました内容中ですね、報告の時期でございますが、先ほども申し上げましたとおり調査委員会の最終報告といった部分につきましては、遅くとも9月上旬までといった形で考えてございます。

また、誰のための委員会設置、調査なのかといった御質問でございますが、6月の全員協議会の際に内部事務調査委員会の設置規程の写しを配布させていただいております。御覧いただいておりますとおり、発令については訓令ということで町長がその事務部局に対し命令をするといった主旨の設置規程でございます。したがって、なぜこうした事案が起きたのか、その内容を調査し再びこういった事案が起らないようにするといういわゆる再発防止といったことを目的としてございますので、そういった再発防止を図るといったことの先には地方自治法等で定めておりますとおり、最終的には町民の皆様に御心配御迷惑をおかけしないような事務執行を確立するといったことにつながるのかなと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 協議会からほかに対象事業としてほかに補助金を出していたのかと、ほかに何か支出したものはあるのかということですかね。活性化事業補助金ですね。（「そう」の声あり） すいません。そちらからは耕作放棄地の対策費用を支出しておりました。金額はちょっと今持ち合わせておりませんが、あとはあわせてクレー射撃場の人材育成として、クレー射撃場の整備費用を支出していたということでございます。

それから本部の担当者は誰なのかということなんですけれども、これについては迫農済の事務担当者ということで置いておりました。それから通帳については、名義は協議会名義で通帳を持っておりましたので、農済に委託とかそういうことではなくて、通帳には協議会名義で協議会に対しての補助金を出していたと

ということでございます。総括事務局がその本部の、本部の事務局は農林水産課に置いてあって担当者は当時いました。それから農済側の担当者については総括事務局として事務局担当という者がおりました。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 内部調査委員会に関してですけれども、9月上旬までということで町長に報告するという、そういうことでよろしいわけですね。分かりました。

あと、規約改正なんですけれども、この活性化対策事業補助金はさっきの答弁ではなかったんですけれども、本来なら単年度で終わる事業だったんじゃないかと思うんですけれども。単年度での事業で、継続の場合もあるけどという流れの中でやっていればどうだったのか。あわせてほかの事業はということで耕作放棄地ということなんですけれども、それは単年度だったのか毎年度やっているのか、もしお分かりでしたら、伺いたいと思います。

そして、役割分担なんですけれども、本部が農林水産課で総括事務局が迫農済ということなんですけれども、そうした場合に協議会の迫の当該職員の事務費分というのは出ていたか出ていないのか。協議会の中のメンバーとしてこの総括事務局を担った人が流用したわけなんですけれども。そこのところを補助金なので委託費だったら委託したということで分かるんですけれども。協議会に補助金を出して、その事務局を農済の方が担当したということだと農済側としてはただ働きといったらおかしいですけれども、そういった事務をさせていたのかというところの確認なんですけれども。言っている意味分かりますか。（「ストレートに」の声あり）ストレートだと思うんですけれども。流用した職員は農済さんから給料をもらっていたんだから。そうすると農済さんからは補助金の事務を執らせるのに町からは委託分みたいな形か200万円のうちのいくらかくらは事務費として見れるという決まりというか確約とかあったのか。そうしないとなんかおかしいんですけれども。特に調査の対象なんですけれども、当該職員が前の報告では13万円払って農済分は終わったという報告がありますけれども、当該職員は100万円単位のお金を農済に払ったということもありますので、その確認をもし。（「事務局の中身」の声あり）

次にクレ射撃場に関しては、クレ射撃場のなんかを使ったというこいつは別のあいつじゃないかという指摘になってたんで、その分はクリアできたのかと

ということの確認なんです。なぜなら今回このクレーだってほかの事業のように別に予算をとってやるべきことだったんじゃないかという指摘をしたいと思いますので、そのところがどうだったのか。復興予算とかだったらある程度関連付けて分かるんですけども、町の独自の財源での補助なので、そのところの確認をお願いしたいと思います。

なぜの部分に関しては、先ほど副町長の途中で気づけたはずという答弁で分かりました。

○委員長（山内昇一君） それではですね。今お話いただきました補助金の担当の方の事務費とかの捻出の方法はどうだったのか。それからクレー射撃場のことで。そういったことについてお答えできる方に答弁をお願いしたいんですが。総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 補助制度そのものが単年度のものでないかといった部分についてであります。先にお配りをしております本件補助金の交付要綱を御覧いただきますとおり、この要綱自体は平成17年10月1日からの施行となつてございますので、合併当初から即時に施行されているものでございます。経過措置を見ていただきますと平成17年10月1日より前に合併前の志津川町の同様の補助金交付要綱の規定によりなされた処分等についてはこの告示に引き継がれるといったこととございますので、補助制度そのものの原則として単年度精算の事業であったと。それが平成17年10月1日から制度として継続していたといったものであったと考えてございます。

2点目のいわゆる人件費といったことだと思いますが、補助金の交付申請書等に添付される収支予算書等を見ました限りでは、いわゆる文房具等の事務費については収支予算には計上されてございます。ただその事務費として収支予算書に計上された金額の内容が事実なのかどうか等については、いわゆる刑事手続で明らかになっていくものだと考えてございます。そもそも農済さんのほうではこの統括事務局を農済支所が受任事務として担っているという認識はございませんでしたので、そういった人件費のどうこうといったお話はこちらの制度上では書類上では構成機関の1つとして人件費が負担されていたであろうという、書類上ではそういう整理になろうと思いますけれども、その部分を実際に農済さんがこの協議会の統括事務局の役割を担う分の人件費を支出していたかどうかといった

部分については、今後刑事手続等で明らかになっていくものとは思いますが、繰り返しとなりますので、農濟さん自体は受任していないといったお話をなされてございます。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 大変失礼なんですけれども、クレー射撃の御質問についてもう少し詳しく教えていただきたいんですけれども（「11ページ、目的外使用と下から何番目に書いてあるんですけれども」の声あり）目的外使用というよりも、結果的に施設の整備をしたわけなんですけれども大前提となるのはライフルの射撃の向上または人材育成というところを主眼にやっておりましたので、目的に沿うような使い方ではなかったのかなというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） お分かりになりましたか、今野委員。

○今野雄紀委員 補助金の交付規則ということで、先ほど総務課長補佐から答弁があったんですけれども、今も単年度になっているのか。そうすると単年度だとまちづくり補助金を例に出すと、審査会みたいなものが毎年あるはずだと思うんですけれども。そういったことは単年度でやっていた場合でもなかったのか、その確認をお願いしたい。補助金を出すとき、毎年単年度だったら、来年出すための審査があるわけでしょう、普通は。そういった手続はどうだったのか。その確認をお願いしたいと思います。

受任事務を農濟さんで受けていないという答弁があったんですけれども、そうすると事務を受けていないのに事務を執った。そのところ刑事的なことになるんだと思うんですけれども、その担当の職員の立ち位置というかそこがどういふふうになるのか。例えばその通帳名義で担当職員の名義に振り込むんだったら分かるんですけれども。協議会との関わり、協議会から事務費分を見てもらっていたのか。その協議会の報告によるとそのような形で進んできたということで、そのところの確認をもう一回だけお願いしたいと思います。

あとクレー射撃に関しては、この同一の協議会から申請が出たわけなんです。協議会からクレー射撃の分の補助金ということで申請が上がって認められたということでもいいのか。現に協議会の事業は終わって完成したのかどうかの確認だけお願いします。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） あくまでも会計年度内に収支は単年度、事業費については毎年度事業費補助としてお渡ししているという内容のもので、おらほのまちの支援事業であるとかそういった審査とかはございません。純粹に補助金事務として申請を上げていただいて、そこに予算を付けているというところでございます。

○委員長（山内昇一君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 本日配布されております資料を作成した監査委員事務局です。ただいま、農林水産課長からクレー射撃場の件について答弁がございました。監査委員事務局として全ての書類を監査した限りにおいて、このクレー射撃場の工事経費につきましては、補助金の実績報告書の参考資料、裏付け資料として添付されておったということでございます。補助金の交付申請から交付決定に至るまで、補助金をクレー射撃場の工事あるいは設備に充当したいというような記述が全くなかったということ。加えて補助要綱の補助金交付対象経費というものに照らして、この支出がこの対象経費のどこにあたるのかということを確認させていただいた結果として、これはやはり不適當な支出ではないのかというように、監査委員と確認をし、結論づけたという記載でございます。監査委員としてはそういったいわゆる客觀的な証拠に照らして報告書をまとめさせていただいたものでございます。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 今、局長が申し上げたとおりでございます、何ものです、整備をするためのいろんな理屈があったんですけども、それを肯定するのではなくてですね。その当時もこれは不適當じゃないかというような話もあったようなんですけども、しかしながら出していたということでございます。

○委員長（山内昇一君） いいですか。今野委員。

○今野雄紀委員 クレーに関しては合法というか、だったたら分かったんですけども。そこで確認なんです、そのクレーの分の申請もこの流用された方が申請されたのかどうかということの確認ができていいのかどうか。クレー射撃場の分の申請はその農濟の担当の人が申請したのかという確認なんですけれども。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 2点ほどお答えさせていただきます。

先ほど人件費、事務費といった部分がございましたけれども、本日委員の皆様
に配付がなされております調査特別委員会の資料として19ページ目と21ページ目
で総務課長が前回御回答させていただいておりますとおり、本件につきましては
19ページ目の白丸の部分3段落目となりますけれども、当該事案の本人は個人で
あるという整理をさせていただいていると。総務課長申し上げましたとおり農済
組織全体がこの協議会の事務を担っていたわけではなくて反復性をもって一個人
が行った行為であるといった形で認定整理をさせていただいてございます。

今、お話にありますクレー射撃場の申請といった部分につきましては補助金の
交付申請書につきましては1枚1回で提出されます。230万円であればその230万
円の使いみち等を収支予算書を添付させていただいて、個別にその都度申請をいた
だくのではなくて、事業の全体を計画書として、あるいは収支予算書として作成
いただいて1回の申請で行っていただくという流れになっておりますので、クレー
射撃場の分を個別に誰が出したかといったことではなくて、そもそも1枚1回
の申請で230万円等が交付されるといった流れでございます。

○委員長（山内昇一君） 今野委員、よろしいですか。

○今野雄紀委員 最後にもう一点だけ。今、総務課長補佐から説明があったんです
けれども、その原因究明においては、農済組織全体としてこの協議会の事務を
担っていたのではなく、一個人が繰り返していたということなんですけれども。
そうすると誰に頼まれてこの仕事をしたんだということを確認したかったんで
す。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 先ほどの補足といった形になって恐縮なんです
が、同じ資料の21ページ目の一番下の段にも先ほどの答弁を補完するような内容
の答弁を総務課長がさせていただいていると。規約上は事務局としての位置づけ
を明記しておるんですが、農済さんのほうではこの規約そのものについての認識
がなかったというお話でございますので、誰に頼まれてやったのかとなります
と、協議会の構成員として、ちょっとこの規約も構成団体なのか構成員なのかと
いうところが明らかでない部分のある規約なんですけれども、その構成員の一員
として事業に参画をされたということだと思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですね。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 原因究明と再発防止をどうやっていくのかということだと思います。内部調査もやるということなので。端的にお伺いすれば、その監査委員からの勧告を見ればなんで気づけなかったのかと。当たり前のことを当たり前にやっていればよかったよねって話、先ほどから繰り返しになります。であれば調査の中で故意に見落としたのではないんですかという疑念が浮かぶのも当然かなと。または全く気付かなかったわけではないんだけど現場の役場に勤めている職員の皆さんの空気感みたいなもので、部下の立場としてこれおかしいんじゃないですかと上司に言えなかったというようなことも想定されるのかなと。それこそが原因なんじゃないのかなと。可能性のひとつですよ。そういうふうに断じたいわけではありませんが。ということも視野に入れて調査すべきではないかなと思います。どのように調査していきますか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） その辺の職員の当時の担当者の勤務の状況であったり、その時の認識であったり、今、後藤委員が申されたようなことは、回答の中で出てくるのではないのかと想定しております。なので、その辺のいわゆる当時の各担当者がどういう気持ちであったかという部分は、我々も知りたい部分でありますので、その辺は回答を待ちたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 非常に踏み込みづらいところですし、時間が経っていますし、人の気持ちの中というのは分からないことですから、難しいとは思いますが。思いますけれども、どこに原因があったかによって取るべき対応が全く変わってくると思います。これは見抜けなくてしょうがない、見落としてしまったんだね、次、気を付けましょうという話なのか、いやいや問題が大きいよね、根深いよという話に繋がってくるのか。非常に重大な分かれ目だと思いますので、こちら側からというか委員の一人としてこの場にいさせてもらう人間としては、そこは厳しく見ていただくほうに軸足を置いて調査していただかないと、手心を加えたんじゃないかとあとで思われるのもいけないと思いますので、その姿勢に立っていただきたいと思いますが、どのように考えますか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 復興間際であったり、いろんなその背景、職員の職務の背景もあたりというのはもちろん私も考えるところでございますが、後藤委員が申されたとおりですね、その辺はしっかり考えながら調査を進めてまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星喜美男委員 大変厳しい指摘を受けているようでございます。なぜこのようなずさんな、こうした油断が起きたのか、あったのかといいますといろんな要因があると思うんですが、宮城農済という位置づけですね、私から見ますと公的機関の色合いが非常に強くて、ネームバリューも高いし、これまで長年の信頼関係にあったと思うんです。そういったものが油断に繋がったのかなと思うんですが、この宮城農済の位置付けがどのようになっているかが一つと。

もう一つは、平成23年8月からこの不正が始まったということですが、この時期は大変震災で混乱していた時期だと思うんですが、当然行政機能が麻痺しておった時期だと思うんですが、それでもこういった不正ができるような機能が動いていたのかどうかその辺確認させていただきます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 農済の位置付けというようなことなんですが、星委員が言いましたように、いわゆる防除のこと、農業の防除に関しては、農済さんにある意味指導を受けていたと、町のほうが。ですからそういう意味では信頼しきっていたという部分は非常に大きかったと思います。私も昔、農業の担当をしたことがありますので、ある意味農業の防除関係について農済さんにお任せしていれば大丈夫だというような空気感があったことは否めないと思います。ただ、全体の事業としてその中で農済さんがいわゆる町の防除事業と一緒に参画をして、その事業を進めていたと。いわゆるそういう共同作業をしておりましたので、そういう意味では農済さんのネームバリューにある意味おすがりをしていた部分があると思います。

それから2件目の当時震災からごたごたがあって、実際に防除事業も含めてそういった農業の振興の事業が機能していたのかというようなことですが、当初はたぶん機能していなかったと思います。これはあくまで私の感想です。ただ、その中でもそういう予算措置をして事業としてやったというようなことでたぶん補

助事業がそのまま流れてしまったというような、補助金がそういうふう流れてしまったのが現状だと理解をしております。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星喜美男委員 農業の部分では指導を受けていたということで。例えば県の予算等の窓口になって町の事業を推進するといったこともあったんですかね。そういったことで農済さんには非常に強い信頼を持っていたと考えられると思います。

また、震災後の大変な混乱の中でそういった事務手続がきちとなされたというのも不思議でならないんですけれども。ちょっとすぐにでも今後の調査の中で伺っていきたいと思います。

農済さんですが、私はこの前も言ったとおり受任をしていないという農済さんの言い分だそうですが、大いに農済さんには、前の報告書での…、ありますように責任は重いのかなという感じがしております。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。山内委員。

○山内孝樹委員 2点ほどお伺いいたします。農済さんからは、こういう事件が発覚して逐次報告をしていただいていると思いますが、その点を伺いたいと思います。それから、前回、監査委員事務局長からお答えをいただきましたが、かつての会長となられていた退職されている職員方等にも、聴き取りを行ったのかということでお伺いをしたところ、効率的にということ現担当課長等のみに調査を進めたということでした。ここで内部事務調査委員会の構成として先ほど委員長の総合支所長からも各委員がお伺いした点にお答えをしていただきましたが、これからの原因究明としてこれまでかかわった退職をされております職員方も時によっては参考人としての招致をされるのか、その点をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 2点目、これからの調査の中で退職された該当職員も調査をするのかという御質問でございました。我々調査委員会の調査のメインは、現在在職する職員を対象とした調査でございます。それについては第6条にもあるように調査はできるんですけれども退職された方々への調査については一応御協力という形でこれから調査できるかどうか検討してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 財政援助団体監査の結果については、協議会に対して6月10日にお知らせをしております。（「違う」の声あり）10日に受けて11日にお知らせをしていると。その後、農済にもお知らせをしたという中身になっております。

○委員長（山内昇一君） 山内委員。

○山内孝樹委員 ちょっと聞き取りにくかったのですが、農済さんから逐次事件後に報告を受けているかと思うがどのようになっているのかという私の伺い方が悪かったのかどうか。この1点。

それから場合によってはということで総合支所長がお答えになった。協力をいただくことになると。場合によってはね。退職をされた職員方。ならば当時大変な状況に置かれている震災後に各県からいろいろな支援を受けてお世話をいただいた派遣職員もおります。その派遣職員方の中にはこの担当課に属していた方もおるわけですが、その方々にも協力をいただくことになるのかどうか。この猟友会とか鳥獣駆除等の担当に属していた職員方もいたと記憶しておりますがいかがですか。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 農済さんとの事務連絡あるいは協議等の状況ということでございますが、事案の発生後の農済さんからの第一報を受けて以降は、代表の方あるいは支所の職員の方々がお見えになっていろいろと本件事案の対応について、町・農済さんそれぞれの対応のあり方等の情報交換等を行わせていただいております。また5月下旬には監査のほうでの財政援助団体監査ということで、そちらのほうも受検をされてございます。また、今後の町の方針あるいは考え方等について御確認をさせていただきたいといったお話もございまして、早ければ来週にも農済さんが総務課にお見えになるお話は伺っております。

もう一点、派遣職員の方々に対する再調査ということでございますが、本年4月の段階で、派遣でお越しになっていただいていた方々についても、直接御担当をいただいたことがある場合については関係者ということでいろいろと聴取をさせていただきました。その聴取の主眼は本件補助金の交付申請を誰が持ってきたかといったこと等が主眼でございましたが、その際に事務事業に対する当時の考

え方と認識等についても伺ってございます。派遣でお見えになっていただいた方々に対する再調査については、現在町の職員として身分を有する関係職員に対する調査を終えたのちに必要に応じて検討という形になろうかと思えます。現段階で予定をしているといった内容ではございません。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。

今、4時を報ぜんとしております。時間延長してもよろしいですか。（「はい」の声あり）時間延長いたします。高橋委員。

○高橋兼次委員 内部調査委員会が発足して1か月くらいになるんですか。2回行われたと。その内部調査はどのような手法でどの段階までやっていくのか。それで、たぶんこの監査委員の指摘事項を軸にするんだらうと想定するんですけどもね。そうすると監査委員の指摘した事項の裏どりになるわけですので。そうしないと何が原因かというのが掴めないと思うんですよ。どの辺りまでやっていくのか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） どういう手法でどこまでやるのかと、あと指摘事項の裏どりというようなお話をいただきました。現在、いろんな事実、指摘をいただいております。その具体的な項目を拾い上げて、それを質問の形にして回答を求める。該当する管理職を含めて。現在それを行っているところでございます。13日を期限として回答を求めております。そしてその回答を集約して委員会を再開することになろうかと思えます。その中でその内容について直接話を伺うことになるものと、それでどうなのかということで委員の中で話し合っていきたいと思えます。回答だけで済むのか、改めてもっと深く聞きたいとか、そういうことであれば、会議の中にも出席をいただきながら話を聞いていきたいと思えます。いろいろな事実や考え方、認識など分からない部分があれば、退職された職員の方々にお願いをして、調査、聴き取りをすとか、その辺は今後委員会を開催しながら考えていきたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 調査していけば、いろんなものが出てきて、一回で済むことが二回も三回も聴くようになると思えます。そうしていくと時間がかかるわけです。先ほども出ましたけれども委員会には期限がありますので、その辺もよく踏まえ

て迅速に進めてもらいたいと思います。

その中で今、今後の進め方について聞いたんですが、監査報告の中に監査委員の3回の口頭による指摘にもかかわらず対応がなされなかったと、そういう事実は認められなかったというような事項があるわけですよ。これはなぜなのか。ここはおそらく原因の中心となるかと思しますので、ここでそれを真摯に受け止めて対応していけばこれは出なかったかもしれない、こんなに大きくね。そういうこともありますので、ここは是非取り上げてやっていただきたい。

それから、補助金申請がですよ、先ほど副町長は来ていたと思うとかというようなこと言っていたけれどもね。これ担当課長まで回覧されていないんですね。担当課長まで上がっていないというんだから、指摘によると。そういうところもありますから。だからなぜ上がらないのか。担当課長まで上げて誰が勝手に決めてやったのか。ここです、一番重要なところは。ここは徹底的にやっていただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 今回いろいろ年度ごとに質問事項を準備しまして、送付しております。今申されたところも是非調査してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 せっかく内部調査委員会を立ち上げたのだから、今後の防止策にもなるんでね。厳しくやっていただきたい。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑ございませんか。議長。

○議長（三浦清人君） それではですね。今日のところはこれで終わりかと思えます。今後の特別委員会のためにもと言いますか、皆さんに共通認識をしてもらうための発言。何点か聞きたいことがあります。当該補助金は南三陸町有害動植物等対策協議会に町が補助金を出したということですね。不正を働いた個人に補助金を交付したのではないですよ。あくまでも協議会。

それで、交付する際、以前はいろいろと監査委員からも御指摘がありましたけれども、最近何年かは町長が協議会の代表である町長に補助金交付ができない、そのために副町長に事務委任をしたと。町のほうはですね。要するに町の最高決定、最高責任、交付にあたってですよ、責任は副町長だと。それから受ける側の代表、最高責任者は会長であった南三陸町長佐藤仁ということでよろしいかと思

うのですが、その辺の確認です。

それから、3月16日に事件が発覚したわけですね。南三陸町有害動植物等対策協議会が開催されたようです。これが4月5日、報告が6日に出されましたから。4月5日に開催されたと思うんです。その議事録というのはあるのかなのか。ないとするならば、どのような内容の話し合いだったのかということ。そこでお聞きしたいのは、その協議会の会議の中で、不正流用した個人に対して訴えるとか訴えないとかそういう内容の話が出たのかどうかということ。要は協議会のお金を不正流用したんですから、その協議会はそのことについてやった方に対してどのような調査をするとか、あるいは警察と相談するとかそういった話し合いがなされたのかどうか。今までの話を聞きますと町が警察に被害届を検討しているということは町がやるから協議会ではやらないという決定になったのかどうか。その会議の中でね。その辺の確認をしておきたいと思います。

それから、前回の全員協議会で、なぜこのような事案が起きたのかというお話をした時に、町長はこれまで3回監査委員から指摘があったと。それを改善していればこのような問題、事件は起きなかったと言っていたんです。問題はなぜ改善しなかったのかということ。できなかったのか、しなかったのか、なんなのかということ。

それから総務課長が内部統制がとれていなかったと発言されている。内部統制というのは何のことなのか。内部を統制する最高責任者は誰なのか、その辺。

これをよく理解しておかないと、この次の特別委員会での発言、質疑、論点がブレでしまいますから。お聞かせください。

それから、執行部が設置した内部事務調査委員会についてです。いろいろ委員から御発言がありましたけれどもね。分限の懲戒審査会も含めてやるということがうたわれているんですが、どこまでやるのかと。高橋委員からも話がありましたね。要するにこれまでの分限懲戒審査会というのは副町長がトップで企画課長あるいは総務課長といった方々がメンバーになるわけです。しかしながらこの問題に関係している方々はこの委員にはなれないということだ。要は部下が上司の調査をするわけですよ。心配しているんです。どこまでできるのかと。そこはきちっと区別をしてやっていただければなというふうに思います。

それから町の補助金交付規則の中に、補助金等の返還というのがあるんです

ね、17条に。こういったことがあった場合には返還をなさいと。返還を求めなさいと、命令をなさいとうたわれているんです。それはやっているのかどうか。やらない理由はなんなのかですね。監査委員も指摘なさっているんです。早く返還してもらって別な事業に使いなさいという指摘がされていますから。それをいつするのか、もうしてあるのかどうか。その辺のところ確認します。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） まず1点目と2点目なんですが、町が協議会に補助金として支出をしているのでという話でしたが、前回にもお答えをしたんですが、協議会の意思を通さずに、当該いわゆる本人が各種手続を行ったと。ですから協議会にいる、構成をしている協議会の誰もが知らないところで当該本人が補助金申請あるいは交付決定を勝手に受けてそれを詐取したというようなことですので、基本的には公金を当該本人に詐取されたというようなことですので、警察署には6月29日に被害届を提出しております。ですから基本的には今の考え方は当該本人にいわゆる公金が詐取されたというようなことで被害届を既に提出してあるというようなことで御理解をいただきたい。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） この不正流用事件発覚後にですね、協議会につきましてはおっしゃるとおり4月5日に臨時の会議ということで開催しております。その中身については、まだ補助金の不正流用につきまして調査中であって報告できるような内容ではなかったのですが、これが農済のほうから不正流用について報道がなされてその同じものが、写しが当町のほうにも来ておりましたので、それについて何も知らない協議会の中の構成員の皆さんにお知らせをしたというような内容であったということでございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） 議長からお話いただきました補助金等交付規則に基づく返還の手続といったことについて御説明させていただきます。先ほど副町長が答弁させていただきましたとおり、まず法律等の立て付けとすれば、これは結果的には不正流用といった表現はこれまでも用いておりますが、前回も単語としては使用しておりますので、そのまま申し上げますと、町が公金をいわゆる騙し取られた、詐欺にあったという整理になるのかなと考えてございます。一

見、町の補助金は国の適化法を受ける補助金と同様に指令書といった形で体裁とすれば行政処分と言ったような法律に基づく行政処分のような体裁はとっておるんですが、法律に基づく交付ではなくて、掘り下げていけば法的な位置づけは相手方との契約といった形になります。この点について、本町の顧問弁護士とも回収させていただくにあたって一回成している交付決定といったものについて、どうすればいいかといったことで相談させていただいておるんですが、教授いただいた内容とすれば法的な位置づけは契約であると。相手方、契約の相手方である協議会その意思を通じていないものであるとすれば、補助金の交付申請等自体、協議会の名において行ったこと自体が無効であろうと、結果詐欺が成立するといった指導をいただいております。ですので、これまで現段階で補助金の返還命令等を行っていないといったものでございます。なお、当然返還等の交渉といいますか手続きは本人との間で別途進めていくべきものであると考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） もう2点ほどありました。

前回の監査の指摘事項について、総務課長が内部統制ができていないというような話をしたということでございます。議事録を見ればそのとおりですので、そのとおりだと思います。その責任者は誰なのかということになりますと事務方の最高責任者ということになりますので、私であるとそういうふうに認識をしております。

それから分限懲戒審査委員会についてですが、御存じのとおり私とその委員会の委員長でそれ以外は先ほど議長が申したとおり総務課長あるいは企画課長とかという形でいろいろ委員がいるんですが、今回は残念ながらこの事案に関わっているということでそれには入れられないということですので、いわゆる内部調査委員会の中でその分限調査についても答申をしていただくと。ただ、考え方としては最終的に分限懲戒の処分を下すのは町長ですので、答申をしていただいて、最終的に町長がその分限それから懲戒について妥当であるかというようなことは最終的に町長が判断をするというようなことになりますので、今回は通常の状態とは違いますがそうせざるを得ないというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 個人に対して詐欺罪とかというような話。要は協議会の口座に入る前に盗られたということだね。その個人に使われたというお金の流れ。申請は協議会から出ているんでしょ。それで出している。それは現金で渡しているわけではないと思うんです。口座振込。振り込んでそれから使われたということなんでしょ。その前に盗られたのか、振り込む前に盗られたのか。振り込んだ協議会から申請が出て、町が協議会に補助をしたと。それは振込みで協議会の口座に入ったんでしょ。それを流用されたっていうんでしょ。個人は協議会のお金を流用したんでしょ、協議会に入ったお金を。その解釈です。詐欺なのか横領なのか分かりませんよ。それは警察のほうでやるのでしょうから。問題は、町は協議会の口座に振り込んだわけだ。振り込んだんでしょ。一旦振り込んだら、それは協議会のお金だ。振り込まれれば。その協議会のお金を流用したということで間違いはないですか。その確認です。なんか話聞いているとですね、町から行く前に盗られたとか何とかという話になってくると。現金で持って行って協議会にやる前にパッと盗られたのかなという感じがするわけなんです。そのところをはっきりしてください。

○委員長（山内昇一君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐（岩淵武久君） ただいま議長から御指摘をいただきました件でございますが、公金の流れとすれば、申請に基づいて協議会名義の通帳に振込で支払いをさせていただいているのが事実でございます。その通帳の管理を当該個人が行っていたということが事実でございます。公金の流れとすれば以上でございます。通帳の名義は協議会でございます。

○委員長（山内昇一君） 議長、よろしいですか。それではないようでありますので、これで、大変長時間にわたる南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因等についての調査に関する本日の質疑を終わります。代表監査委員及び執行部の皆さんについては、ここで、退席をいただきます。

〔説明員退席〕

○委員長（山内昇一君） 次に、その他に入ります。

本特別委員会について、御意見があれば伺います。次回の会議において求めたい資料などがありましたら、それについての御意見も伺います。及川委員。

○及川幸子委員 この問題については、法的根拠もあるものが多数あります。自分たちだけではクリアできない部分があるので、この際、議会として予備費からでも予算を取って、弁護士を頼んで、調査、協力をもらった方がよかろうと思えますけれどもお諮り願います。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 弁護士を頼んで何を調査してどうしようとするのか。目的が分からない。特別委員会を設置してやっているんです。特別委員会の果たすべき役割が分からないとそういう発言が出てくるんですよ。訴えるの、議会が。その辺です。

○及川幸子委員 特別委員会の中で、監査意見書が出ております。これは、私たちは真摯にこの報告書は正しいものとしていきます。私はですよ、少なくとも。そうした場合、ここに法的な根拠がいろいろと出てくるんです。その法的根拠がどういうやり方として組織の中でどのような位置付けに当たるのか、どこまで法的なことを逸脱しているのか、それによって議会の特別委員会の意見書というものが重要なものになってくると思うんです。それを自分たちの判断材料にしなきゃならない。専門家にこの特別委員会の中で教示してもらうのも一つの方法だと思うので意見を出させていただきました。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 今の意見も一つの意見だからですけど、内部の調査委員会を設置して今動き始めているわけだから。先ほど言ったようにおそらく監査委員の指摘事項を重視していろいろ調査していくと思います。そのうち結果が出ると思うので、それをよく監査委員の指摘事項と照らし合わせながら、どこに本当の原因があったのか、誰がやったのかを突き止めていったほうが議会として良いのかなと思います。議会として弁護士を頼んでどうのこうのって、執行部も顧問弁護士を頼んでいるわけだから、弁護士と弁護士で争うような、そういうことは適切ではないと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 前回の屯所の問題では、町が依頼した弁護士の意見と個人が依頼した弁護士の意見とでは99%ひっくり返りました。読み方、受け取り方によっては、ずいぶんと差が出てくると思われれます。ですから、そういうところは法的な

ものも踏まえてきちんとした形で町民に説明ができるような方法をとっていけばと思うので意見を出させていただきました。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 2点ほど。1点目は、先ほども言ったんですけど、必要に応じて参考人というかそういうことも必要になるかどうか、そういったところを委員にお諮りしていただきたいと思います。さっき言ったのは以前の担当の方とかそういったことで。先ほど調査委員会では、その人たちに確認するということでしたけど。短い間での調査ですのでそういったこともある程度必要となった場合に参考人の招致も必要じゃないかと思うのでそのこのところの対処を皆さんで確認していただきたいと思います。

あともう1点は、この特別委員会の目的は原因究明と再発防止ということを主な観点として進めていくということをお今日始まる前に皆さんで確認させていただきました。そこで本部の今まで担当してきた方の名簿なりその名前等を参考資料として提出できるのかどうか、もし皆さんが必要とするならば求めていただきたいと思います。本部は農林水産課にあった本部。協議会でなくて農林水産課の。農林水産課も協議会に入っているのですたしか、そのこの担当。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 要は、当時の担当職員の名簿とか、ここにきて話を聞きたいとか（「名簿だけ」の声あり）気持ちは分かります。誰がやっていたのだろうか、当時のね。それを知って何するの。特別委員会、監視とか批判ですとか、牽制しながら監視して批判しなさいと。この三つですか、我々の役目は。これは執行部、町長あるいは今回の場合は副町長に対してなんですから。一般職員に対して、そういう話を持っていくものではないということをお認識していただかないと。名簿見てどうするの。知っただけでどうするの。個人攻撃になってくる。当時の担当はあなただとか。（「そういう問題ではないです」の声あり）どういう問題。目的は何なのか。そこです。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 目的は、先ほど聞いた時も答弁がなかったんですけど、担当としての本部、そこが会長、副会長、監事もいなかったという状態の中でその本部は誰が担当していたのかという責任追及の問題じゃなくて、会長、副会長、監事が

いないだけでも大変なのに、実際担当していた者がいたのかどうか。その確認という意味です。そういった意味ですので、その職員がいたから、例えば出てきた内容見てお手伝いもらった人が来ていれば、それなりのあれはあるでしょうけど。その確認の意味での資料をお願いしたいので、名簿だけ、本部の担当した方の名簿という意味での。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） それは、内部調査のほうで。あるいは執行部のほうで聴き取り調査もしたし、内部調査委員会でも今聴き取り調査をしているということなんです。分かってどうするのかということなの、確認するってことはここに連れてきて確認するの。特別委員会に。その名簿に載った人を。その目的をはっきりね。特別委員会の調査として名簿が必要なのかということなんです。それがなくては調査ができないのかということ。最終的な報告ができないのかということなんです、名簿がないと。

○今野雄紀委員 話しを戻しますけど、農林水産課に本部として担当していた者が存在していたのかどうかということなんです。そこだけ分かれば。

○委員長（山内昇一君） 今野委員、いろいろお聞きしましたが、ちょっと受け答えが一致しないようなのですが、その担当者のことにつきましては、担当課に行ってお聴きいただけませんか。

○今野雄紀委員 私もそう思って担当課に行って名簿が出せるかどうかということで確認したんですけど、それは難しいというか、協議会であれすれば、私だけもらうのはいかななものかという当局からの説明があったので、そこでこの場で皆さんも、もしそういった資料が必要となれば、一致すれば、申請して…。

○委員長（山内昇一君） 局長。

○議会事務局長（男澤知樹君） 今野委員とこの件でお話をしました。委員会としてその資料が必要かどうかを諮って、委員会として必要だとなったら議長を通して求めると。そういうことだと思うので、委員会で聞いてみてくださいという話をさせていただきました。結果的に、今、全体の雰囲気を見ますと、委員会としては求めないということなのかと思います。その上で、委員会としては求めないことになりましたが、今野委員が必要であれば求めては、という結論になったということでございます。

○委員長（山内昇一君） 局長から説明がありましたけれども、皆さんどうですか。よろしいですか。（「はい」の声あり）そのようにさせていただきます。（「確認」の声あり）まだ確認するんですか。

○今野雄紀委員 委員会としてはいらないということでしたので、ということは当局に私個人で行けば出してもらえるのかどうか。

○委員長（山内昇一君） それはここではわかりません。

○今野雄紀委員 それは当局との対応でということですね。

○委員長（山内昇一君） お願いします。他にございませんか。及川委員から話ありました件につきましてですね、ちょっと考えさせていただきましたが、今日は1回目の特別委員会ということで、弁護士云々ということはまだちょっと、煮詰めないとその話は出てこないのかなと。（「煮詰めないとではなく、やらなければやらないと・・・」の声あり）皆さんの意見を聴かないと、私の独断では。皆さんどうですか。村岡委員。

○村岡賢一委員 いりません。

○委員長（山内昇一君） ほかに。星委員。

○星喜美男委員 いわゆる原因究明と再発防止ということで、不正流用をした人間がいて、その発見が遅れてそれで長引いたという部分が問題になっているんですけれども。問題は不正流用した事実を突きつめて、そして、その責任がどこにあるのかというところまで行くのが私ここの調査だと思っております。そのような方向で進めてほしいと思います。いずれ私は農済からも参考人として聞く必要があるのかなと思っておりますが、その前にもうちょっと調査をつめて農済を参考人として聴き取りをするという流れがよろしいかと思えます。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。なければですね、この件につきましては最初から弁護士どうのこうのというのは時期尚早と。それから、やはり我々特別委員会ではハードルが高いのかなと思いますので、及川委員さんにはもう少し考えていただきましてですね、別なやり方を考えていただきたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次回の委員会についてお諮りいたします。次回の委員会は、7月21日水曜日、午後1時30分に行うこととし、本日に引き続き、当局を呼び、質疑を続行したいと考えております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのよう
に取り進めることといたします。

以上で、本日の会議を終了したいと思います。これに、御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 副委員長。

○村岡賢一委員 長時間にわたりまして、特別委員会の御審議ありがとうございました。農
済のほうでもいろいろと調査中でございますし、これから私たちも調査
を続けていくわけでございますけれども、監査委員からいろいろと問題点、提言
がございましたので、それをもとに迅速に進めていきたいと考えておりますの
で、今後とも御協力をお願い申し上げます。御苦労さまでした。

○委員長（山内昇一君） 以上で町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会
を閉会いたします。

午後4時43分 閉会